

王肅「論秘書表」の基礎的研究

津田資久

はじめに

反鄭玄学を体系化した学者として、或いは西晋・武帝司馬炎の外祖父としても著名な王肅^①が、秘書監に在任した曹魏・明帝の景初年間（二三七～二三九）に文籍管理を掌る秘書署の待遇改善を求めて上奏した所謂「論秘書表^②」は、完全な形では現存しないものの、『北堂書鈔』（以下、「書鈔」）、『初學記』、『太平御覽』（以下、「御覽」）などの類書に比較的多くの佚文が引かれている。^③しかし、官制上の秘書署を扱った一部の概説的研究書ではその断片的な内容が紹介されるに止まり、佚文全体を整理・復元を行った上で、この表を論じた専論は存在しないようである。一方、佚文輯録は清・嚴可均『全三國文』卷二十三・王肅篇で行われているが、一連の「論秘書表」佚文が「論秘書丞郎表」と「論秘書不應屬少府表」の二つに分けられて再構成されている。だが、本文で詳述するように、出典が明記されない佚文を無断で挿入し、また表の文章を恣意的に地の文として操作するなど、復元手

法そのものに疑問が多く、佚文も網羅的に輯めていないため、復元に際して大きな意味を持つ一類や、他の類書には見えない重要な内容を含む北宋・孫逢吉『職官分紀』（以下、「分紀」）に引用される佚文をかなり取り残している。

このように従来の研究では、その概要すら十分に論及されていない「論秘書表」であるが、そこには両晉以降に起家時の「貴族的な清官」として羨望されていた秘書郎が、上表当時は曹魏初期までの優遇とは打って変わって凋落していたという、曹魏中期の秘書署に関する興味深い記載が存在するばかりではなく、それと関連する官署や曹魏の九品官制における班次の問題をも含み、更には王肅の描く『周礼』国家観の一端をも垣間見せている。この表は曹魏官制体系や王肅の政治思想を解明する上で、無視できない独自の価値を有しているのである。

本稿では、右の問題意識に基づき、今後に行う本格的な内容検討の前提を整えるべく、まず佚文群を類別した上で、類ごとに校勘を通じて各部分の復元文を確定し、次に嚴氏の輯録文と突き合わせて復元に

おける問題点を明らかにして、最後に全体的な復元文の提示及びその通訳を行うこととする。

一 本文の復元

(一) 佚文の整理

「論秘書表」の佚文群は、その記述内容から六類に分けられる。ここでは便宜上A～F類と称し、議論の根本となるテキスト確定のため、煩を厭わず関係する全ての佚文を掲示し、校勘した上で、類ごとの復元を行うこととする。なお、復元に厳密を期すため、「論秘書表」佚文に限って正字体（繁体字）で表記すること、また「祕」字は佚文で多く「秘」として書かれることから、「祕」字に統一すること、予めご了承願いたい。

A類 佚文群

A1 臣以爲、秘書職、於三臺爲近密、中書郎在尚書丞郎上、秘書丞郎宜次尚書郎下。不然則宜次侍御史下。秘書丞郎俱四百石、遷宜比尚書郎、出亦宜爲郡。此陛下崇儒術之盛旨也。尚書郎・侍御史皆乘犢車、而秘書丞郎獨乘鹿車、不得朝服。又恐非陛下轉臺郎以爲秘書丞郎之本意也。〔『通典』卷二六・秘書郎条註引「王肅表」、『御覽』卷二三三・秘書郎篇「王肅表」〕

A2 陛下垂意於稽古、留神於墳籍、故轉臺郎・公府茂才以左右丞。若自今後、詔郎皆依丞選、見會威儀、使有常秩、則人樂秘書之職矣。建安二十三年、秘書丞郎比侍御史下、節度比蘭臺令史。此爲

A類 佚文群

① A2・A5・A6は「臣愚以爲」を作るが、A1は「臣以爲」を作り

秘書丞条註引「王肅表」

A3 論、秘書丞郎、儀宜比尚書郎・侍御史。今侍御史乘犢車、奏事用尺。秘書丞郎乘鹿車、猶用尺奏、恐非陛下崇儒術之本意也。

〔『初學記』卷一二・秘書丞篇註引「王肅表」〕

A4 秘書丞郎、宜比尚書郎・侍御史。令侍御史乘犢車、奏事用尺。秘書丞郎乘鹿車、猶用尺奏、恐非陛下崇儒術之本意也。〔『御覽』卷二三三・秘書丞篇「王肅論秘書表」〕

A5 臣愚以爲、秘書職、於三臺爲近密、中書郎在尚書丞郎上、秘書丞郎宜次上書郎下。不然則宜次御史下。秘書丞郎俱四百石、遷比尚書郎、出亦宜爲郡。此陛下崇儒術之盛旨也。〔『書鈔』卷五七・秘書物篇註引「王肅表」〕

A6 臣愚以爲、秘書職、於三臺爲近密。〔『書鈔』卷五七・秘書惣篇註引「王肅表」〕

A7 秘書丞郎俱秩四百石、遷宜比尚書郎、出亦宜爲郡。〔『書鈔』卷五七・秘書丞篇註引「王肅表」〕

丞郎宜亞侍御史。而今位在符節郎下。符節郎秩三百石、秘書丞郎秩四百石、高秩在下、違賤貴之宜、符節郎在上、失内外之叙。臣愚以爲、秘書職、於三臺爲近密、中書郎在尚書丞郎上、秘書丞郎宜次尚書郎下。不然則宜次侍御史下。秘書丞郎俱四百石、遷宜比尚書郎、出亦宜爲郡。此陛下崇儒術之盛事也。〔『分紀』卷一六・秘書丞条註引「王肅表」〕

「愚」字を脱する。

②

A₁に見える「此陛下崇儒術之盛旨也」を作るが、A₂は「此陛下崇儒術之盛事也」を作り、「盛旨」を「盛事」に誤る。

③

A₁は「尚書郎・侍御史皆乘犢車、而秘書丞郎獨乘鹿車、不得朝服。又恐非陛下轉臺郎以爲秘書丞郎之本意也」を作るが、A₃・A₄は「今(A₄は誤つて「令」に作る)侍御史乘犢車、奏事用尺一」。

秘書丞郎乘鹿車、猶用尺奏、恐非陛下崇儒術之本意也」を作り、

「陛下」以下の内容が異なるが、A₁の前段には「秘書丞郎俱四百石、遷宜比尚書郎、出亦宜爲郡。此陛下崇儒術之盛旨也」と見えるので、A₃・A₄は引用の際に転倒して誤つたものと考えられる。またA₁とA₃・A₄は相互に補完する内容を有するので、これらを総合すると「今尚書郎・侍御史皆乘犢車、奏事用尺一。而秘書丞郎獨乘鹿車、猶用尺奏、不得朝服。又恐非陛下轉臺郎以爲秘書丞郎之本意也」と復元される。なお、この前段のA₃(A₄は「儀」を脱する)に「秘書丞郎、儀宜比尚書郎・侍御史」と記されることは、A₁・A₂に「秘書丞郎宜次尚書郎下。不然則宜次侍御史下」とある文を圧縮して表記したものと考えられる。

④ A₅の「上書郎」は「尚書郎」の訛であり、「御史」は「侍御史」の脱。また「遷比尚書郎」をA₁・A₂は「遷宜比尚書郎」を作つており「宜」を脱する。なお、この前段をA₁・A₂・A₅は「秘書丞郎俱四百石」を作るが、A⁷は「秘書丞郎俱秩四百石」を作つており「秩」を脱する。

⑤ A₂には「建安二十三年、秘書丞郎比侍御史下、節度比蘭臺令史」とあるが、「比侍御史下」は後段に「此爲丞郎宜亞侍御史」とあることからすれば、「下」は衍字と見なすべきであろう。またこの句が直後の「節度」と対となる語を脱していると考えられる。

この句の少し後ろには秘書丞郎の現状に関して「今位在符節郎下」とあることからすれば、おそらく官制上の班次を示す「位」を脱するものと思われる。

A類佚文群を総合すると、曹操の魏国政権から曹魏王朝文帝期まで優遇されていた秘書丞・秘書郎が、「論秘書表」を上奏した景初年間には凋落し、かかる状況に対し王肅が改善を訴えたことが窺われる。従来、A₂の存在が知られていなかつたため、秘書丞・秘書郎(少なくとも曹魏末の時点では尚書郎の直下、著作郎の直上に位置する六品官)を尚書郎・侍御史に準じるよう訴えられていたことは紹介されていたものの、秘書丞・郎が符節郎という官品・秩石において劣る官職よりも低く扱われていた状況までは言及されていない。^⑦またA類には「王肅表」「論秘書表」と題されるものが混在することから、これらが秘書を論じた同一の表の別表示であることが確認される。以上の校勘を踏まえてA類を復元すると次のようになる。

A類復元文(以下、A文)

陛下垂意於稽古、留神於墳籍、故轉臺郎・公府茂才以左右丞。若自今後、詔郎皆依丞選、見會威儀、使有常秩、則人樂秘書之職矣。建安二十三年、秘書丞郎「位」比侍御史、節度比蘭臺令史

論秘書不應屬少府表

B類校勘記

臺令史。此爲丞郎宜亞侍御史。而今位在符節郎下。符節郎秩三百石、秘書丞郎秩四百石、高秩在下、違賤貴之宜、符節郎在上、失内外之叙^{A2}。臣愚以爲A²・A⁵・A⁶、秘書職、於三臺爲近密^{A1}・A²・A⁵・A⁶、中書郎在尚書丞郎上、秘書丞郎宜次尚書郎下。不然則宜次侍御史^{A1}・A²。秘書丞郎俱秩四百石^{A7}、遷宜比尚書郎、出亦宜爲郡。此陛下崇儒術之盛旨也^{A1}・A²。今尚書郎・侍御史皆乘犢車、奏事用尺一。而秘書丞郎獨乘鹿車、猶用尺奏、不得朝服。又恐非陛下轉臺郎以爲秘書丞郎之本意也^{A1}・A³。

① B1は「郡國稱敢言之、上東觀」に作り、B2は「郡國諸書悉云上東觀」に作り、互いに部分的な省略が見られ、内容的に補完関係にある。これらを総合すれば「郡國諸書悉稱敢言之、上東觀」と復元されよう。

A⁴。侍御史皆乘犢車、奏事用尺一。而秘書丞郎獨乘鹿車、猶用尺奏、不得朝服。又恐非陛下轉臺郎以爲秘書丞郎之本意也^{A1}・A³。

B類佚文群

B1 魏之秘書、即漢之東觀、郡國稱敢言之、上東觀。且自大魏分秘

書而爲中書以來、傳緒相繼。于今三監、未有隸名於少府者也。今欲使臣編名於驕隸、言事於外府、不亦隳朝章而辱國典乎。太和中、蘭臺・秘書爭議、三府奏議、秘書司先王之載籍、掌制書之典謨、與中書相距、宜與中書爲官聯。〔『御覽』卷二十三・秘書監篇所引「王肅論秘書不應屬少府表」〕

B2 魏之秘書、即漢之東觀、郡國諸書悉云上東觀。且自大魏分秘書而爲中書以來、傳緒相繼。於今三監、未有言屬於少府者也。今欲使臣編名於驕從、言事於外府、不亦墮朝制而辱國典乎。太和中、蘭臺・秘書爭議、三府奏議、秘書司先王之載籍、掌制書之典、與中書相亞、與中書爲官聯。〔『分紀』卷一六・秘書省條註引「王肅

② B1の「未有隸名於少府者也」とB2の「未有言屬於少府者也」、B1の「朝章」とB2の「朝制」、B1の「驕隸」と「驕從」とはそれぞれ語意としては大差ないが、B1では「未有隸名於少府者也」とあるのを承けて「今欲使臣編名於驕隸」とあることからすれば、B1の方が原文の面目を残していると考えられる。ここでは脱訛が比較的少なくより本来の形に近いと思われるB1に従つておく。

③ B1は「于今三監」に作り、B2は「於今三監」に作る。この「三監」或いは「三監」が具体的に何を指すのか明瞭ではなく、他の史料にもこれ以外の用例が存在しない。ただし、文脈からすればかつては少府に属していた某官を指すようであり、またA類の内容を踏まえれば、漢代には少府の所属下にあつた「三臺」の尚書台・御史台（蘭臺）・符節台との関係で議論しているので、おそらくこれらの長である、尚書令（秩千石）・御史中丞（秩千石）・符節令（秩六百石）を指す可能性が高いと思われる。よってB1の「三監」に従つておく。なお、一連の「論秘書表」佚文における用例では「于」字は他に見られないでの、それに準じてB2の「於」

に従う。

④ B₁は「蘭臺・秘書争議」を作り、B₂は「蘭臺・秘書争儀」を作り。『三国志』卷二三・王朗伝附子蘭伝註引『魏略』薛夏伝によれば、

黄初中、為秘書丞。……至太和中、嘗以公事移蘭台。蘭台自以台也、而秘書署耳、謂夏為不得移也、推使當有坐者。夏報之曰、蘭台為外台、秘書為內閣、台・閣、一也。何不相移之有。蘭台屈無以折、自是之後、遂以為常。

とあり、B類に見える太和年間に御史台（蘭台）と秘書との争いは、御史台側が自らが正式な中央官庁（台）であるのに対して、秘書は宮廷図書を掌る一部局（署）に過ぎないと主張したため、合併の「儀」をめぐって引き起こされたものと考えられる。かかる御史台の主張は、曹魏の秘書の前身とされる後漢の東觀が、本来御史台に付属する一部局として位置づけられていた経緯に基づくのである。⁽¹⁰⁾おそらく薛夏の「内閣」という主張を承けて三府議が召集され、そこで中書と秘書の分割の経緯が確認され、中書との「官聯」であるとする主張及び御史台への合併の不可が上奏の後、裁可されたと見られる。ただし、王肅がこの表を書いた景初年間においても、薛夏の主張する御史台に匹敵する待遇が実現していないことからすれば、「蘭台屈無以折、自是之後、遂以為常」とあるのは、「台・閣、一也」とある、どちらも独立した政府中枢機関であるという確認がなされたことを示すに過ぎないの

ではなかろうか。以上の議論から、ここではB₂に従う。

⑤ B₁は「掌制書之典謨」、「宜與中書為官聯」を作るが、B₂は脱訛して「掌制書之典」、「與中書為官聯」を作る。後述のD₁にはこれと密接に関わる「與中書相比為連官、不宜與他官為連者也」という一文が見える。

B類佚文群には、曹魏の秘書が後漢の東觀に淵源するものであり、曹魏初期における魏國の秘書を中書と秘書に分割して以後も、現秘書は中書と依然として密接な繋がりがあり、それ故に少府の所屬下に置いて中書との「官聯」関係が再確認されている。

右の校勘と事實認識に大過ないとすれば、「三監」の考察から少なくともB類は内容的にA類や後述のD類と関連することが指摘される。以上の校勘を踏まえてB類を復元すると次のようになる。

B類復元文（以下、B文）

魏之秘書、即漢之東觀、郡國諸書悉稱敢言之、上東觀。且自大魏分秘書而爲中書以來、傳緒相繼^{B₁・B₂}。於^{B₂}今三監、未有隸名於少府者也。今欲使臣編名於驕隸^{B₁}、言事於外府、不亦隳朝章而辱國典乎。太和中^{B₁・B₂}、蘭臺・秘書爭儀^{B₂}、三府奏議、秘書司先王之載籍^{B₁・B₂}、掌制書之典謨、與中書相亞、宜與中書爲官聯^{B₁}。

C類佚文群

C1 青龍中、議、秘書丞郎與博士・議郎同、職近日月、宜在三臺上。
秘書丞郎宜比尚書丞郎。〔『分紀』卷一六・秘書丞條註引「魏王肅論秘書表」〕

〔論秘書表〕

C2 青龍中、議、秘書丞郎位次與博士・議郎同、職近日月。〔『書鈔』卷五七・秘書丞篇註引「王肅論秘書表」〕

C3 青龍中、議、秘書丞郎與博士・議同^マ、職近日月、宜在三臺上。〔『御覽』卷二三三・秘書監篇「王肅論秘書表」〕

C4 青龍中、議、秘書丞郎與博士・議郎同、職近日月、宜在三臺上。〔『初學記』卷一二・秘書丞篇註引「王肅論秘書表」〕

C類校勘記

① C1にのみ「秘書丞郎宜比尚書丞郎」が見え、C2・C3・C4ではこれを脱する。なお、「論秘書表」を利用している〔魏起居注〕な

る佚文には「青龍中、議、秘書丞郎、職近日月、宜在三臺上、亞尚書丞郎」〔『唐六典』卷一〇・秘書郎條、『分紀』卷一六・秘書郎条各註引〕と見える。

② C2は「秘書丞郎位次與博士・議郎同」を作るが、C1・C3・C4は「位次」の語を脱する。

③ C3は「議郎」を「議」に脱訛する。

C類佚文群には、青龍年間にも秘書の位次をめぐる議論が起り、この時には秘書丞・秘書郎は博士・議郎と同格であり、また省内で皇帝に近侍していることから、尚書丞・尚書郎に比すべきことが主張さ

れている。このように青龍年間にはA類で見られたような尚書丞・尚書郎や侍御史に匹敵する待遇はもはや望むべくも無く、博士（侍御史

より班次の低い六品官、後漢では秩比六百石）や議郎（七品官、後漢では六百石）と同格という点が強調されるようになっていたのである。また復元に際して注目されるのは、C類の「宜在三臺上。秘書丞郎宜比尚書丞郎」の句が、A類の「於三臺爲近密、中書郎在尚書丞郎上、秘書丞郎宜次尚書郎下」に対応し、それを結論的に圧縮した形で記されていることである。逆にその直前に見えるA類の「秘書職」はその前にあるべきC類の「青龍中、議、秘書丞郎位次與博士・議郎同、職近日月」を極端に省略したものと考えられる。よって、C類は本来A類の中に組み込まれる関係にあると言えよう。C類を復元すると次のようになる。

C類復元文（以下、C文）

青龍中、議、秘書丞郎位次與博士C1・C2・C3・C4・議郎同C1・C2・C4、職近日月C1・C2・C3・C4、宜在三臺上C1・C3・C4、秘書丞郎宜比尚書丞郎C1。

D類佚文群

D1 武帝初置秘書、儀依侍御史臺、文帝屢有優詔、丞郎之選、比黃門郎。秘書經遷中書^マ、而其名不易、議不改名位、與中書相比爲連

官、不宜與他官爲連者也。〔『書鈔』卷五七・秘書物篇註引「王肅論秘書表」〕

D2 武皇帝初置秘書、儀依御史臺、文帝屢有優詔、丞郎之選、位次

黃門郎。〔書鈔〕卷五七・秘書丞篇註引「王肅論秘書表」

D3 武皇帝初置秘書、儀依御史臺、文帝屢有優詔、丞郎之選、比黃門郎者也。〔書鈔〕卷五七・秘書郎篇註引「王肅論秘書表」

D類校勘記

① D2・D3は「武皇帝」に作るが、D1は「武帝」に作り「皇」を脱する。

② D1の「侍御史臺」の「侍」は衍字。

③ D1は「比黃門郎」、D2は「位次黃門郎」、D3は「比黃門郎者也」にそれぞれ作るが、D3の「者也」は明らかに文意を損ねるので、衍字と見られる。またD2の「位次」であるが、ここでは「武皇帝……、儀」の対句として「文帝……、位」となるべきであるから、D2の「位」が入ることは首肯し得る。最後に「比」か「次」かという問題が残るが、この文章は内容的にはA類で述べられる明帝期以前の栄光ある時代の叙述と密接な関係が指摘され、そこではある官職の下に位置づける場合は「次〔官職〕下（或いは在〔官職〕下）」、上位にある場合は「在〔官職〕上」、準ずる場合は「比（亞）〔官職〕」となっている。ここでは「上」「下」が付かないもので、「比」とすべきであろう。

④ D1の「秘書經遷中書、而其名不易、議不改名位、與中書相比爲連官、不宜與他官爲連者也」という一節は、B類に「且自大魏分秘書而爲中書以來、……三府奏議、……與中書相亞、宜與中書爲

「官聯」に対応し、或いは後者を極端に圧縮・改变し、或いはそれを補完する記述がある。とすれば、「連官」は「官聯」を転倒させ更に意味が同じ字に置き換えたもの、その後の「連」も「聯」を作るべきものとして大過なかろう。

D類佚文群には、武皇帝（曹操）が秘書署を設置した際、その組織は御史台に準ずるものとし、次の文帝の時には『皇覽』の編纂と密接に関連すると思われるが、秘書丞・秘書郎の人事は優遇されて黃門侍郎（五品官）に比すものとされ、秘書分割後の中書侍郎（五品官）と同等の扱いを受けていたこと、また分割以後においても名称変更が行われず、「議」でも分割以前の「名位」を改変せずに中書と「官聯」にすべきであると主張されていたことが窺われる。

他方、右の校勘からは、D類の内容がA類とB類に跨り、しかもそれらと密接に関係にあることが確認された。そしてC類もA類と重複する内容を有するので、結局このA類からD類までの佚文は本来同じ上表の断片であったことが窺われる。このことは同一の上表を「王肅表」「論秘書表」「論秘書不應屬少府表」と題するのは、引用者による命名に過ぎないことを意味しよう。D類を復元すると次のようになる。

D類復元文（以下、D文）

武皇帝D²・D³初置秘書D¹・D²・D³、儀依御史臺D²・D³、文帝屢有優詔、丞郎之選D¹・D²・D³、位D²比黃門郎。秘書經遷中書、而其名不易、議不改名位、與中書相比爲官聯、不宜與他官爲聯者

也^{D1。}

E類佚文群

- E1 青龍之末、主者啓選秘書監、詔秘書驕史以上三百餘人、非但學問義理、當聞有威嚴、能檢下者。詔肅以常侍領焉。〔御覽〕卷二三三・秘書監篇「王肅表」
- E2 青龍之末、^{マニ}主者所選秘書監、詔秘書驕史以上三百餘人、^{マニ}非但學問義理、當簡威嚴、能檢下者。詔肅以常侍領焉。〔分紀〕卷一六・秘書監條註引「魏王肅表」

E類校勘記

- ① E1は「主者啓選秘書監」「秘書驕史」を作るが、E2は誤つて「王者所選秘書監」「秘書驕史」を作る。
- ② E1は「當聞有威嚴、能檢下者」を作るが、「聞」では意味が通らない。E2の「簡」字の訛である。E2は「當簡威嚴」を作り、「有」を脱す。

E類佚文群には、これまで見てきた各類佚文群が秘書の待遇改善を訴えるものであつたのに対し、王肅が青龍末年に散騎常侍を本官として秘書監を領職するに至った経緯^[13]、また秘書署というものの、そこには御史台への併合が議論された太和年間以後においてもなお、秘書監以下「驕吏」すなわち胥吏に至るまで三百人以上の人員を備えていたことが語られ、やや趣の異なる内容になつていることが指摘される。ただし、「王肅表」と題されるこの文章も秘書を論ずるものであるか

ら、やはり本来A類～D類と連絡するものと見るべきであろう。以上の校勘を踏まえてE類を復元すると次のようになる。

E類復元文（以下、E文）

青龍之末^{E1・E2}、主者啓選秘書監、詔秘書驕史^{E1}以上三百餘人、非但學問義理、當簡有威嚴、能檢下者。詔肅以常侍領焉^{E1・E2}。

F類佚文（以下、F文）

昔時、秘書掌國秘務、進監令丞郎。〔書鈔〕卷五七・秘書物篇註引「王肅論秘書表」

かつて秘書監・秘書令・秘書丞・秘書郎が國家の機密を掌っていたという内容を持つF文に関しては、他に類文が存在しないため、このように原文の一部に存在していたのか、或いはその内容の一部を省略・改変して示したものであるのか、詳細は不明である。しかし、いずれにせよ「王肅論秘書表」と題されるからには、E類と同様にA類～D類と関係する文章として扱うべきであろう。

(一) 『全三國文』佚文輯錄の問題点

ここでは、これまでの校勘の成果を踏まえて、「論秘書表」の復元を目指した清・嚴可均『全三國文』卷二三・王肅篇に輯錄される「論秘書丞郎表」（以下、甲類）と「論秘書不應屬少府表」（以下、乙類）の問題点を明らかにし、第三節における全体的な復元の見通しを立てることとする。嚴氏による轉錄は次のように行われている。参考のた

め、嚴氏の引用した佚文が前節の何類に属するかを該当文の下に示した。

甲類「論秘書丞郎表」

青龍中、議、秘書丞郎與博士・議郎同、職近日月、宜在三臺上^{C3}・C⁴。肅表曰、臣以爲、秘書職于三臺爲近密、中書郎在尚書丞郎上、秘書丞郎宜次尚書郎下。不然則宜次侍御史下。秘書丞郎俱四百石、遷宜比尚書郎、出亦宜爲郡。此陛下崇儒術之盛旨也^{A1}。昔時、秘書掌國秘密F文。儀宜比尚書郎・侍御史。今^{A3}尚書郎・侍御史皆乘犢車、奏事用尺一。而秘書丞郎獨乘鹿車、猶用尺奏、不得朝服。又恐非陛下轉臺郎以爲秘書丞郎之本意也^{A1}。〔『通典』二十六A¹、『初學記』十二兩引^{A3}・C⁴。又『御覽』二百三十三兩引^{A1}・C³〕

乙類「論秘書不應屬少府表」

青龍之末、主者啓選秘書監、詔秘書駟吏以上三百餘人、非但學問義理、當用有威嚴、能檢下者。詔肅以常侍領焉^{E1}。肅表曰、魏之秘書、即漢之東觀、郡國稱敢言之、上東觀。且自大魏分秘書而爲中書以來、傳緒相繼。于今三監、未有隸名于少府者也。今欲使臣編名于驃隸、言事于外府、不亦隳朝章而辱國典乎。太和之中、蘭臺・秘書爭議、三府奏議、秘書司先王之載籍、掌制書之典謨、與中書相亞。宜與中書爲官聯^{B1}。〔『御覽』二百三十三B¹〕

甲・乙類校勘記

① 甲類波線部の「于」は原文の「於」を改める。「肅表曰」は原文ではなく、嚴氏が恣意的に挿入したものであり、それが挿入される前までを、経緯を語る地の文と見なしている（これは乙類も同じ）。「秘密」の「密」は「務」の訛であり、加えて出典が明示されていないF文の一部が無断で挿入されているが、その後に続く「進監令丞郎」が何故か割愛されている。

② 乙類では出典が明示されていないEが無断で挿入されている。またEに「當聞有威嚴」とある句を『分紀』を利用していなかっため、意を汲んで「當用有威嚴」に改めている。原文「太和中」とある句が「太和之中」と改変されている。

③ F文の引用から窺われるが、『北堂書鈔』が利用されているにも拘らず、前節で論じたように復元に際して重要な意味を持つD類はなぜか無視されている。またB独自の記述が見えないことがら『分紀』も全く利用されていないことが知られる。

右のように、嚴氏の輯錄・復元には恣意的な佚文操作という根本的な問題が指摘されるのであるが、そもそも甲類・乙類に分け、恰も別個の上表のよう再構成したのは、おそらく単純に秘書丞・秘書郎が出てくる佚文と、それ以外の佚文に分けたためであろう。ただし、両類に分割する当否やそれらの中で行われている佚文接合作業については、改めて論じる必要がある。

嚴氏は、まず甲類においてC類をかつての経緯を語る地の文章と見るが、前節で触れたように本来A類と重なる内容であったと見られる

(三) 復元文の全体像

ことから、やはり地の文と捉えることは妥当ではなかろう。また甲類ではA¹の「此陛下崇儒術之盛旨也」と「尚書郎・侍御史皆乘犢車」の間にF文の一部とA³の一部が挿入されるが、これも前節で述べた如くA³の当該部分はA¹の内容を圧縮したと考えられるので、ここに入れるのは適当ではなく、またF文の一部もこれが原文の面目を留めているとすれば、以前の栄光の時代をまず総括して示すものであるから、むしろA文「則人樂秘書之職矣」と「建安二十三年」の間に insererべきであろう。

次に乙類であるが、E₁を地の文と捉えることはここでも俄かには支持できない。ただ、前節で言及した如く、この文章は秘書の待遇改善を訴える他の佚文群とは直接的に繋がらず、また内容的には王肅の秘書監領職の経緯を説き起こしていることからすれば、乙類が文頭に置くように「論秘書表」を奉るに至った書き出しの部分に当たる可能性が高い。とすれば、先のD類校勘記から窺われるよう、佚文群は大きくA文からB文へと並んでいるので、E文はA文の前に置かれていたことになろう。これらの考察に大過なければ、本来、各類佚文群は嚴氏の輯錄文の如く別個の両類に分割されるのではなく、それぞれが一つの上表を構成する一断片であったことになる。

以上の二節から、およその佚文配列が明らかになったが、これらを踏まえて残る佚文を加味した「論秘書表」の全体像は如何に復元されるのであろうか。

(三) 復元文の全体像

まず問題となるのは、D文である。その「武皇帝初置秘書、儀依御史臺、文帝屢有優詔、丞郎之選、位比黃門郎」は、明らかにかつての秘書の栄光の時代を語るA文「建安二十三年、秘書丞郎〔位〕比侍御史、節度比蘭臺令史。此爲丞郎宜亞侍御史。而今位在符節郎下」と相互補完の関係にあること、またF文も同様の内容を持つことが指摘される。このことからD文「武皇帝初置秘書、儀依御史臺」とF文が共にA文の「建安二十三年」の前に入ることになる。そしてF文がその全体を総括するものと見られるとからすれば、総括の後に具体的議論が展開されるという文脈になるのが自然である。従って、F文の後にA文当該部分が置かれるものと考えて良かろう。

次にD文前半「武皇帝初置秘書、儀依御史臺」とA文「建安二十三年、秘書丞郎〔位〕比侍御史、節度比蘭臺令史。此爲丞郎宜亞侍御史」の関係であるが、一見すれば後者を前者に圧縮して言い換えたものと判断し得る。しかし『三国志』卷二十一・王粲伝附路粹条註引『典略』には、

至「建安」十九年、「路」粹転為秘書令。

とあり、また同卷一四・劉放伝には、

魏國既建、「劉放」與太原孫資俱為秘書郎。

とあって、建安一八年(一一三)の魏公国成立以来、秘書は設けられていたのであり、建安二十三年に初めて設置されたものではない。よつて、D文当該部分は建安一八年の設置時点での秘書の制度を御史台に準

拠させたのは、註(10)のよう、曹魏の秘書の前身と位置づけられる後漢の東觀が元来御史台の一部局であったことに因むのであり、具体的な待遇面の規定は建安二三年になってようやく設けられたことを意味すると見られる。つまりD文当該部分はA文当該部分を圧縮した内容ではなく独自の記述を持ち、文脈からすればA文当該部分の前に置かれるものと考えられるのである。とすれば、D文「文帝屢有優詔、丞郎之選、位比黃門郎」は自ずからA文当該部分の後ろ、かつ「而今位在符節郎下」の前に位置づけられることとなる。

最後にD文後半「秘書經遷中書、而其名不易、議不改名位、與中書相比爲官聯、不宜他官爲聯者也」であるが、これは前述のようにB文「且自大魏分秘書而爲中書以來、……三府奏議、……與中書相亞、宜與中書爲官聯」と緊密な関係にあるので、D文「秘書經遷中書」はB文「大魏分秘書而爲中書以來」を圧縮したものと考えられ、D文「與中書相比爲官聯、不宜他官爲聯者也」とB文「與中書相亞、宜與中書爲官聯」は相互に補完して「與中書相亞、宜與中書相比爲官聯、不宜他官爲聯者也」と復元し得る。以上を加味すると、D文の残りの「而其名不易」は、「大魏分秘書而爲中書以來」の後に置かれることとなり、かつその句の直後にあるB文「傳緒相繼」の「傳緒」の具体的な内容を補うものであるから、その前に置かれるべきであろう。そして「議不改名位」の「議」とは「三府奏議」を指すことになろうし、そこで主張される「秘書司先王之載籍、掌制書之典謨、與中書相亞、宜與中書相比爲官聯、不宜他官爲聯者也」の文脈を踏まえれば、対句表

現が多く、また分割以来中書との関係を敢えて清算しなかつた結果「不改名位」となり、それゆえ「與中書相亞」であるという論理展開になろうから、「掌制書之典謨」と「與中書相亞」の間に挿入されるべきであろう。

以上の考察を総合すると、全体としては次のようになる。
王肅「論秘書表」復元文（以下、復元文）

青龍之末、主者啓選秘書監、詔秘書騎吏以上三百餘人、非但學問義理、當簡有威嚴、能檢下者。詔肅以常侍領焉E文。陛下垂意於稽古、留神於墳籍、故轉臺郎・公府茂才以左右丞。若自今後、詔郎皆依丞選、見會威儀、使有常秩、則人樂秘書之職矣A文。昔時、秘書掌國秘務、進監令丞郎F文。武皇帝初置秘書、儀依御史臺D文。建安二十三年、秘書丞郎〔位〕比侍御史、節度比蘭臺令史。此爲丞郎宜亞侍御史A文。文帝屢有優詔、丞郎之選、位比黃門郎D文。而今位在符節郎下。符節郎秩三百石、秘書丞郎秩四百石、高秩在下、違賤貴之宜、符節郎在上、失內外之叙。臣愚以爲A文、青龍中、議、秘書丞郎位次與博士・議郎同、職近日月C文、於三臺爲近密。中書郎在尚書丞郎上、秘書丞郎宜次尚書郎下。不然則宜次侍御史下。秘書丞郎俱秩四百石、遷宜比尚書郎、出亦宜爲郡。此陛下崇儒術之盛旨也。今尚書郎・侍御史皆乘犢車、奏事用尺一。而秘書丞郎獨乘鹿車、猶用尺奏、不得朝服。又恐非陛下轉臺郎以爲秘書丞郎之本意也A文。

魏之秘書、即漢之東觀、郡國諸書悉稱敢言之、上東觀。

且自大魏分秘書而爲中書以來B文、其名不易D文、傳緒相繼。於今三監、未有隸名於少府者也。今欲使臣編名於驕隸、言事於外府、不亦隳朝章而辱國典乎。太和中、蘭臺・秘書爭儀、三府奏議、秘書司先王之載籍、掌制書之典謨B文、不改名位D文、與中書相亞B文、宜與中書相比爲官聯、不宜與他官爲聯者也B文・D文。

右のようすに、一応の全体的な復元が試みられ、内容はE文・A文・B文の三段落に大別されるのであるが、無論、現存する佚文相互の関係を出来る限り無理なく繋ぎ合わせたものに過ぎず、それらの間に論理展開を容易ならしめるはずの文章が欠落していることは否めない。次章ではかかる限界を念頭に置きながら、内容を吟味してみたい。

二 通釈

王肅「秘書を論ずるの表」

青龍末年（二三七）に担当官（尚書の吏部）が秘書監の人選を啓聞したところ、「秘書は胥吏以上の方が三百人を超えてるので、ただ学問（儒学）の真髓を極めているだけではなく、威厳があり、部下を取り締まる方の出来る者を選抜すべきである」との詔が下り、「そのため」王肅に詔が下され散騎常侍の身分を以つて秘書監を領職することになったのであります。

陛下は意識を「聖人の偉業を伝える」儒学に向けられ、精神を古典

に置かれておられることから、台郎（尚書郎）と公府の茂才（県令へ

の任官有資格者）「にいる有能な人材」を転任させ、「学問の府」であります。多くの図書を管轄する秘書の左右丞としているのであります。もし

今後、詔を下して秘書郎も秘書丞の人事に準拠させ、「陛下への」会見における威儀として、「過不足ない」定まった待遇を与えれば、人は秘書の職を志願するようになります。昔（黄初元年における秘書分割以前）秘書は国家の機密を掌り、「機密の文書は」秘書監・秘書令・秘書丞・秘書郎に上されておりました。武皇帝（曹操）が初めて秘書を設置された際（建安一八年（二一三）の魏公国成立時）、その官制上の扱いは御史台に準拠させ、建安二三年（二一八）には秘書丞・秘書郎の班次は侍御史に比肩させ、職権は蘭台令史に比肩させました。これは秘書丞・秘書郎が侍御史に準ずるべき官職であることを示すものです。「また」文帝はしばしば「秘書を」優遇する詔を下さ

れ、秘書丞・秘書郎の人事は、その班次を黃門侍郎に比肩させました。しかし現在の秘書丞・秘書郎の班次は符節郎の下に位置づけられています。符節郎は秩三百石であり、秘書丞・秘書郎は秩四百石ですから、高い秩石を与えられている者が下に置かれていることになり、身分の上下という秩序に違えますし、その符節郎が上に置かれれば、官制上の任官序列が失われることとなります。臣愚が思いますが、青龍年間の朝議では「秘書丞・秘書郎の班次は博士や議郎と等しく、勤務（する禁中の秘書閣）は陛下のお側近くであって、「外朝化した」三台（尚書台・御史台・符節台を指すものか）と比較しても、より

「陛下に」接近して仕えています。「その秘書と同様にお側近くある」中書侍郎「という郎官の班次」が尚書丞・郎の上に置かれているのですから、秘書丞・秘書郎「の班次」は尚書郎の下とすべきであります。それが認められないのであれば「尚書郎の下に位置づけられる官であり、また秘書丞・秘書郎が準ずるとされていた」侍御史の下とすべきであります」と「議論され、上奏されました」。「それに先述のように」秘書丞・秘書郎はどちらも秩四百石ですので、人事異動においては「同様に秩四百石の」尚書郎と比肩させるべきであり、「昇格させて」地方へ赴任させる場合であっても「尚書郎と同様に」郡太守とすべきであります。⁽²⁰⁾これは陛下が儒学を尊崇する」意思の現れ「として世に熱望される待遇」なのです。「かかる問題に加えて」現在、尚書郎・侍御史は共に犢車に乗り、上奏には縦一尺一寸の簡牘を用いています。が、秘書丞・秘書郎だけは鹿車（小さな車）に乗り、加えて縦一尺の簡牘による上奏「しか認められておらず」⁽²¹⁾、「尚書郎・侍御史が着用するようなな」朝服も与えられません。⁽²²⁾「これも」またおそらくは陛下が尚書郎を秘書丞・秘書郎に転任させたご本意ではありますまい。

曹魏の秘書は、後漢の東觀に相当するものに他ならず、郡国の諸書（上計簿）では悉く「敢えて之を言う」と称して、「文書が後漢の」東觀に上されています。⁽²³⁾かつ「禪讓後」大魏が「黃初元年（二二〇）それまでの魏國の」秘書を分割して中書を新たに設けて以来、⁽²⁴⁾「分割後の秘書は」その名称を改めることはなく、「今日に至るまで官署はずっと維持されております。現在の三監（中書監・尚書令・符節令を

指すものか）の中で、今なお少府の中に文属しているものはありますせん。⁽²⁵⁾「にも拘らず、少府から各機関が独立していった動きに逆行して」現在「秘書監である」⁽²⁶⁾臣の官簿を「少府の」隸屬下に置き、「省内の秘書からあべこべに」外府（省外の少府）に対して報告させようとするのは、朝廷の綱紀を害い、国家の制度を辱めるものではないでしょうか。太和年間には、「秘書の蘭台への合併をめぐって」蘭台と秘書の間で待遇問題が争われ、「それによって開かれた」三府の会議（太尉・司徒・司空の宰相府の全体会議）では「秘書は古えの聖天子を記録した書籍を管轄し、制書（詔書）が依拠する典籍を掌り、名称と班次は「秘書分割後も中書と区別して正式には」改められておらず、中書に準じおりますので、中書と比肩する官聯とすべきであり、他の官庁とは官聯とすべきではありません」と「いう結論が出され」上奏されました。「それゆえ少府の統屬下に置こうとすることは妥当な措置とは言えないのです。」

この後、再び秘書の待遇改善が議論された形跡は確認されず、また秘書を少府の管轄下に置こうとする官制改革も立ち消えになつたようであり、曹魏後期にはとりわけ秘書郎は「清」なる起家官として地位を獲得し、秘書丞・秘書郎の班次は『通典』の官品表に見えるような六品官として確定されていくのである。その意味においてもこの上表の意義は大きいと言えよう。

むすびにかえて

暇がない。機会を改めて論ずることとしたい。

註

以上、王肅「論秘書表」佚文群の復元から、不十分さは拭いきれないとしても、一応のこの表が持つ基本的な内容が明らかになつたと思われる。

しかしながら、仮に復元が右のようになされるとしても、二点の大きな疑問が残る。第一に、何故ここまで秘書の待遇が下降したのかという問題である。これは秘書署の蘭台への合併が太和年間に議論されていることが鍵になるであろう。太和年間には修史機関として中書に著作局が設けられており、これによりかつて『皇覽』の編纂で重視された編纂所の役割が期待されなくなり、宮廷図書館としての役割しか担わなくなつたものと見られる。⁽²⁹⁾おそらくそのための蘭台への合併が浮上したのはなかろうか。⁽³⁰⁾第二に、王肅はかつて太和年間に「上疏陳政本疏」(『三国志』本伝)を上奏して不必要的冗官の廃止を訴えていた。その論理からすれば、役割の低下した秘書を廃止することは自明のことと思われるが、王肅はそれとは正反対の主張を行つている。確かに秘書監という立場から所属する官署の権益を確保する発言とも取れなくはないが、「論秘書表」の中で終始秘書が「儒術」の府であり、三府議を引いて「秘書司先王之載籍、掌制書之典謨」であることを強調しており、単に自先の権益よりは本来与えられるべき待遇を官制のあり方を通じて引き出そうとする姿勢が顕著である。これは王肅の描く『周礼』国家観に深く起因するものと考えられるが、詳述する

(1) 王肅の学問については、加賀栄治「王肅の反鄭玄的解釈の実態・本質とその後の方向」(同氏『中国古典解釈史・魏晉篇』所収 勤草書房一九六四年)、伊藤文定「王肅と孔子家語」(『静岡大学教育学部研究報告』人文・社会科学篇)二五 一九七四年)、李振興『王肅の經学』(嘉新水泥公司文化基金会一九八〇年)、南澤良彦「王肅の政治思想——「感生帝説」批判の背景——」(『中国思想史研究』一〇 一九八七年)などを参照。なお、王肅の娘である王氏(後の文明王后)は司馬炎の生母である。

(2) 『三国志』卷一三・王朗伝附子肅伝には「太和三年(二二九)、拜散騎常侍。……青龍中(二二三~二三七)、……。後肅以常侍領秘書監、兼崇文觀祭酒。景初間(二三七~二三九)、……。正始元年(二四〇)、出為広平太守」とあり、上表の時期はおろか秘書監を領職した正確な時期さえも記載されていない。だが、本文後述のE類佚文群によれば「青龍之末」すなわち三月に景初と改元される青龍五年に領職した経緯が知られ、また本伝によれば正始元年に地方官に遷っていることから、およそ上表が景初年間に行われたことが窺われる。なお、この上表は佚文では「王肅表」「王肅論秘書表」「王肅論秘書不應屬少府表」などと表記されているが、ここでは王肅による一連の秘書に関する上表を「論秘書表」と称することとする。

(3) 因みに『芸文類聚』職官部には秘書の篇目が設けられていないので、

「論秘書表」の佚文は引用されていない。

(4) 曾資生編『中国政治制度史（三）・魏晉南北朝』（一九四四年初出。のち龍門書店 一九六九年）第六章、黃惠賢『中国政治制度通史（四）・魏晉南北朝』（人民出版社 一九九六年）二〇七～二二三頁などを参照。

(5) 九品官制における秘書郎の概要については、宮崎市定『九品官人法の研究—科舉前史—』（一九五六年初出。のち『宮崎市定全集』第六巻収録 岩波書店 一九九二年）を参照。

(6) 『三国志』の本伝には「其所論駁朝廷典制・郊祀・宗廟・喪紀輕重、凡百餘篇」とあり、とりわけ「朝廷典制」に関する議論は王肅の家学である『周禮』解釈と密接に関連すると見られるが、王肅の『周礼注』は散佚しており、佚文も現存しないため、その詳細は不明と言わざるを得ない。しかしながら、序文で偽作したと言われる王肅自身が「与予所論、有若重規疊矩」と記し、その学問の真髓を反映すると考えられる『孔子家語』の『周禮』に関連する記述から、ある程度王肅の主張する國家観を窺うことは可能である。なお、王肅の『周禮』国家観の一端については、拙稿『曹魏至親諸王攷—『魏志』陳思王植伝の再検討を中心として』（『史朋』三八 二〇〇五年）を参照。

(7) 『通典』卷三六・曹魏官品表（以下、官品表）の六品官には筆頭から「尚書左右丞 尚書郎中 秘書郎 著作丞・郎 治書侍御史 部曹侍御史」と見える。ここには秘書丞が見えないが、秘書郎直下の「著作丞」は存在しないので、上にあるべき「丞」が誤って転倒したものと考えられる。なお、この官品表には曹魏末の咸熙元年（二六四）五月に設けられた公侯伯子男の五等爵が見えるので、これ以降の九品官制を示

すものと言えよう。おそらくこの官品表は元來『三国志』にも註引されている『咸熙元年百官名』という書物にあったものと推定される。

(8) 符節郎に関しては、『後漢書志』（続漢書志）第二六・百官四・御史中丞条註引「胡廣曰」に「……後因別置「治書侍御史」、冠法冠、秩

〔六〕百石、有印綬、与符節郎共平廷尉奏事、罪當輕重」とあり、また『芸文類聚』卷五九・戰伐篇所引「摯虞新禮議」（同文が『晉書』卷二一・礼志下にも見える）に「漢魏故事、遣將出征、符節郎授鉞於朝堂」とあるが、「符節郎」という官名は職官志などには全く見えない。おそらく符節令に所属している「尚符璽郎中（符璽郎）」を指す俗称と考えられる。符璽郎は官品表によれば、七品官に列せられている。なお、郎官については、嚴耕望「秦漢郎吏制度考」（中央研究院歴史語言研究所集刊）二三上 一九五一年）を参照。

(9) 後漢まで尚書台・御史台・符節台が少府に属したことは『後漢書志』（続漢書志）第二六・少府を参照。なお一般に「三臺」とは、尚書台・御史台・謁者台を言うが、「論秘書表」では謁者台については言及されていないので、その代わりに符節台に入るものと思われる。

(10) 蘭台（御史台）と東觀を語る上で注目されるのに、郎官が多く校書郎として給事した校書部の問題がある。『後漢書』卷四〇上・班固伝上には「明帝時」召「班固」詣校書部、除蘭台令史、与前睢陽令陳宗・長陵令尹敏・司隸從事孟異共成世祖本紀。遷為郎、典校秘書。固又撰功臣・平林・新市・公孫述事作列伝・載記二十八篇」とあり、校書部に至らせた上で特に蘭台令史に任じていてこと、また同書卷四八・楊終伝によれば「顯宗（明帝）時、徵詣蘭台、拜校書郎」とあること

から、御史台に「国史」編纂に利用される蔵書庫を備えた校書部が存在したことが窺われる。ところで班固らが編纂した「世祖本紀」や列伝・載記は『東觀漢記』と呼ばれる後漢「国史」の一部となっているが（貝樹平「東觀漢記」初探〈上・下〉）、「文史」二八、二九、一九八七、一九八八年。のち同氏『秦漢文献研究』収録（齊魯書社、一九八八年）を参照）、校書部が御史台から東觀に移ったという記載は見られない。そして右の「世祖本紀」編纂従事者が給事した場所に関して『後漢書』に先行する西晋・司馬彪『續漢書』では「並著作東觀」（『唐六典』卷一〇・著作郎条註引）と記すので、これらを総合すれば、結局、御史台内の校書部の置かれていた場所が東觀と呼ばれていたことになる。そして東觀は洛陽「南宮」（『後漢書』卷三五・曹褒伝）という「省内」に位置しており、小林春樹「後漢時代の東觀について—『後漢書』研究序説—」（『史觀』一一一、一九八四年）が指摘するように、御史台も南宮にあつたことになる。ただし、小林氏は南宮の西側に御史台が、東側に東觀がそれぞれ位置していたと推測するが、御史台が東西の端から端まで長く横断して配置されていたといふやや無理な想定をしない限り、それは成り立ち難いであろう。更に言えば、明帝の永平一五年（七二）に「建武注記」の編纂が行われた「仁寿闕」（『後漢書』卷二四・馬援伝附兄子嚴傳）なるもの、『論語』雍也篇第三十三条に「仁者寿」を踏まえた名称であり、「東方曰仁」（『論衡』卷一九・驗符篇）とも言われ、王莽が改称した長安城の東門の一つ霸城門も「仁寿」と名づけられている（『水經注』卷一九・渭水・長安縣条。加えて後漢・李尤「東觀銘」（『芸文類聚』卷六三・觀篇所引）には「房

園内布、疏綺外陳、升降三除、貫啓七門、是謂東觀、書籍林泉」とあることからすれば、東觀の別称である可能性が高い。以上を踏まえれば、そもそも御史台にあつた校書部という一部局として発展したのが東觀であつたと言えよう。

(11) 薛夏が秘書を「内閣」と言う論拠は、註（10）のようにその前身である東觀が「省内」に位置し、かつ「東觀藏書閣」（『後漢書』卷八四・列女・曹世叔妻班昭伝）と呼ばれていたことに由来する。なお、蜀漢では「東觀秘書閣」を「觀閣」と略称している。拙稿「陳壽伝の研究」（『北大史学』四一、一〇〇一年）を参照。

また三府議とは、渡辺信一郎「天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼」（柏書房、一九九六年）三四一～三四頁によれば、漢代における属僚を含めた宰相府の全体会議であり、事案によっては博士・廷尉・太常などの関係官僚が参加することがあったと指摘している。この上表から少なくとも曹魏太和年間まではこの三府議が存続していたことが知られる。

(12) 文帝が編纂を命じた「皇覽」については、拙稿「漢魏交替期における『皇覽』の編纂」（『東方学』一〇八、一〇〇四年）を参照。

(13) 秘書監を領職する前後の王爾の経歴に関しては、註（2）を参照。

(14) 中村圭爾「三国兩晉における文書『啓』の成立と展開」（『古代文化』五一、一九九九年）は、皇帝に対する私的・内密の上言を行う際に用いられる「啓」は西晋になつて現れるとするが、この表に見える内密に秘書監人事を明帝に打診している「啓」の事例からすれば、その出現は少なくとも曹魏中期にまで遡るものと考えられる。

また秘書監の沿革に関しては、『宋書』卷四〇・百官志下・秘書監条に「漢桓帝延熹二年（一五九）『後漢書』卷七・桓帝紀によればこの年の八月）、置秘書監（『書鈔』卷五七・秘書物篇註引『東觀漢記』に「典掌図書・古今文字・考合異同・皆統之也」とある）。皇甫規与張奐書云、從兄秘書它何動靜、是也。応劭漢官曰、秘書監一人、六百石。後省。魏武帝為魏王、置秘書令・秘書丞。秘書典尚書奏事。文帝黃初初、置中書令、典尚書奏事、而秘書改令為監」とあるが、事実と異なる説明が多い。まず、秘書令は第一章第三節で既述のように、曹操が魏王の時ではなく、魏公の時から設けられており、明らかに誤りである。或いは『御覽』卷二三三・秘書監篇所引『宋書』百官志に「魏武建国、有秘書令・左右丞」とあるのが本来の面目を残しているのかもしれない。次に後漢の秘書監は桓帝以後の時点で廃止されたことになっているが、献帝の命を受けて建安三～五年（一九八～二〇〇）にかけて『漢紀』を編纂した荀悅の肩書きがその序文に「給事中・秘書監」とあることから、少なくともこの頃の漢朝に存在していたようである。そもそも延熹二年八月における秘書監設置の直前には外戚・梁冀の肅清事件が発生しているが、桓帝の元嘉元年（一五一）以降、「国史」である『東觀漢記』の編纂が梁冀政権で統けられていたことからすれば、秘書監は梁氏を正當化した叙述内容の見直しを目的に設置されたことが予想される。とすれば、おそらく後漢の秘書監は編纂事業に関係して置かれたもので、常置されなかつたのではなかろうか。なお、『後漢書志』（續漢書志）第二五・百官二・太常博士祭酒条李賢註には「本紀桓帝延熹二年、置秘書監」とあり、これに従って『唐六典』卷一

○や『通典』卷二六の秘書監条は「属太常」とするが、秘書監は東觀を管轄する官と見られ、東觀は註（10）前述のように、御史台内に存在していることから、論拠の示されぬ李賢註には俄かには従い難い。

（15）「臺郎」とは、尚書台の郎官の意。尚書郎は秩四百石で六品官。福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』（創文社一九八八年）一〇〇～一〇三頁によれば、後漢の「公府茂才」では県令に任命されたと指摘されている。ここでは県令への任官有資格者の意で用いられていると見られる。尚書郎との兼ね合いで言えば、官品表の六品官に見える「諸県署令千石者」を指すのである。

（16）尚書郎から秘書丞に転じた者として「為尚書郎、特詔參秘書丞。秘書本有一丞、時尚未転、遂以「何」楨為右丞。右丞之置、自楨始也」（『御覽』卷二三三・秘書丞篇所引虞預『晋書』）とある何楨の事例が、また県令から秘書丞に転任した者として「……而嚴苞亦歷守二縣、黃初中、以高才入為秘書丞」（『三国志』卷一三・王朗伝附子肅伝註引『魏略』賈洪伝）とある嚴苞の事例がそれぞれ確認される。なお、秘書丞は『三国志』卷一四・劉放伝によれば、それまで秘書郎であった劉放らが「文帝即位、[劉]放・[孫]資轉為左右丞」とあることから、漢魏交替後の秘書分割まで左右丞が置かれたことが知られる。おそらく秘書分割の際に一丞とされたのである。そしてそれが再び左右丞に戻される時期は、先の何楨の記事には記されていないが、これと関連する『唐六典』卷一〇・秘書丞條註引『魏志』によれば「文帝」期とある。前章B類校勘記④によれば、薛夏が黃初中～太和年間まで秘書丞であり、「未転」であった。そこで何楨を丞にするに当たって先任

丞の薛夏を左丞とし、何植を右丞としたのであろう。

(17) 「常秩」について、『左伝』文公六年伝杜預註は「官司之常職」と解し、『左伝会箋』同条によれば「祿廩也」と解すが、この話題を承けて「常秩」有らざる状態がA文「秘書丞郎獨乘鹿車、猶用尺奏、不得朝服」と具体的に指摘されていることから、ここでは本文のように訳出した。

(18) 註(14)『宋書』百官志下によれば、「秘書典尚書奏事」とある。

(19) 『後漢書志』第二六・百官三によれば、侍御史は秩六百石、蘭台令史の職掌として「掌奏及印工文書」と見える。

(20) 郡太守は、漢代以来秩二千石の官で、曹魏では五品官(官品表)。

(21) 累車は、『宋書』卷一八・礼志五に「漢諸侯貧者乃乘之、其後転見貴」とあり、これに関して『晋書』卷二十五・輿服志に「古之貴者不乘牛車、漢武帝推恩之末、諸侯寡弱、貧者至乘牛車、其後稍見貴之。自靈・獻以来、天子至士遂以為常乘、至尊出朝堂掌哀乘之」とあって、後漢末頃から一般の士人が使う乗り物として普及していた。にも拘らず、これまでさえ供与されず、「風俗通曰、俗說鹿車窄小、裁容一鹿」(『後漢書』卷二六・趙憲伝註引)とある狭い鹿車に乗らざるを得ない状況は、やはり異常であったと言えよう。

次に「奏事用尺」と「猶用尺奏」であるが、畠谷至『竹簡・木簡の語る中国古代史』(岩波書店 一〇〇三年)第四章によれば、漢代の標準簡牘は一尺であり、皇帝の詔は一尺一寸の簡牘が使われているが、上奏文が一尺一寸なのか一尺なのかという形態に関しては明確な判断を保留されている。ただ、この「論秘書表」からすれば、少なくとも曹魏中期においては、尚書郎や侍御史に至る官僚のように一尺一寸の

簡牘を用いて上奏するものと、秘書丞・秘書郎のような一尺の簡牘で上奏していたものが存在したこと、また尚書郎から転じてくる皇帝により「近密」した秘書官僚に対して、転任以前に劣る一尺の簡牘による上奏が行われていたことが、それぞれ確認される。

(22) 『宋書』卷一八・礼志五の記す秘書丞・郎の「朝服」について、

尚書左右丞、秘書丞、銅印、黃綬、朝服、進賢一梁冠。

尚書・秘書郎・太子中舎人・洗馬・舍人・朝服・進賢一梁冠。とあるが、かかる待遇が少なくとも曹魏中期までは規定されていなかつたのであろう。

(23) 「敢言之」は、『後漢書』卷七一・朱儁傳註引蔡質『典職儀』に「諸州刺史・上郡并列卿府、言敢言之」とあり、また『論衡』卷一二・謝矩篇に「郡言事二府(丞相・御史大夫を指す)、曰敢言之」とあるように、下級官庁から上級官庁に送られる文書に記される常套語。

一方、「郡國諸書」であるが、郡国から中央に上せられる文書であることから、上計簿がこれに当たるのであろう。上計簿の制は少なくとも「秦時、為御史、主柱下方書。……而張蒼乃自秦時柱下史、明習天下図書・計籍」(『史記』卷九六・張丞相列伝)とある秦に遡り、當時「方書」或いは「計籍」と呼ばれ、御史がこれを掌っていた。前漢でも「御史察計簿」(『漢書』卷八・宣帝紀黄龍元年二月条所載詔)とあり、また「御史中丞」在殿中蘭台、掌圖籍秘書」(『漢書』卷一九上・百官公卿表上・御史大夫条)とあることから、引き続き御史が上計簿の巡察とその副本の管理を行っていたと見られる。そして註(10)・(11)前述のように、御史台内に「臧書閣」である東觀が存在していたので

ある。なお、上計制度については、鎌田重雄「郡国の上計」（一九四三年初出。のち同氏『秦漢政治制度の研究』所収 日本国学術振興会 一九六二年）、嚴耕望「上計」（同氏『中国地方行政制度史—秦漢地方行政制度』所収 中央研究院歴史語言研究所 一九六一年）などを参照。

(24) 註(14)を参照。

(25) 「隸名於少府」とは、『後漢書志』第二六・百官三に「本注曰、職屬少府者、自太医〔至〕上林凡四官（他に太官・守宮）。自侍中至御史（他に尚書なども含む）、皆以文属焉」とある官簿上の所属である「文属」を指すのであろう。少府の「文属」については、山田勝芳「後漢の大司農と少府」（『史流』一八一九七九年）を参照。

(26) 『文選』卷六・左思「魏都賦」及李善註によれば、魏国の都・郡において少府は司馬門の外、すなわち省外に置かれている。おそらく曹魏洛陽城においてもかかる官厅の配置が踏襲されたため、王肅は少府を指して「外府」と称したのであろう。

(27) 「官聯」は、「周礼」天官大宰条に出典する語であり、鄭司農註によれば「官聯、謂国有大事、一官不能独、共則六官共掌之」（『周礼注疏』卷二）とあるが、ここでは中書と職務上関係にある官厅を意味すると思われる。

(28) 『唐六典』卷一〇・秘書監条は「魏初、秘書属少府。及王肅為監、以為秘書之職、即漢東觀之任、安可復属少府。自此之後、不復属焉」と記し、「論秘書表」の内容に基づきながら曹魏初めの秘書分割後に秘書が少府に属していたと解釈するが、王肅は「今欲使臣編名於驕隸」と

(29) 後漢の東觀は、終始御史台の附属機関として位置づけられ上計簿などの機密文書も所蔵されており、魏国の秘書も機密を扱う機関として文書の保管をしていたと見られるが、曹魏初めの秘書分割によって、機密文書の保管は主に中書に移動したと考えられる。これによつて秘書の相対的重要性は低下したであろうし、また機密文書を用いる「国史」編纂が中書の所属として新設された著作局で行われたことで（『晉書』卷一四・職官志・著作郎条）、三百人以上の人員を抱える秘書の存在意義がいよいよ疑問視されるようになったのではなかろうか。

(30) 秘書の蘭台への合併が議論された理由は、註(10)及び註(23)を参照。

（東洋史学・専任講師）